

岩手県難病医療連絡協議会設置委託事業の受託希望者の公募について

令和8年2月26日

岩手県保健福祉部健康国保課

岩手県では、難病患者の入院施設の確保対策等として「岩手県難病医療提供体制整備事業」により、相談対応や入院調整等を行っています。

当該事業は、岩手医科大学附属病院を難病診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）として各医療圏域の難病医療協力病院（以下「協力病院」という。）や他の医療機関との連携の下、入院施設の調整を行うほか、「難病患者の療養上の相談・支援」「医療従事者の専門的研修」を行うものです。

つきましては、令和8年度の当該委託事業の実施（受託）希望者を募集しますので、受託を希望する場合は別紙「岩手県難病医療連絡協議会設置委託事業実施希望届」により、令和8年3月13日（金）（必着）までに、岩手県保健福祉部健康国保課（〒020-8570盛岡市内丸10-1 岩手県庁9階）に届け出てください。

なお、届出者が1者の場合には、当該届出のあった者を「契約候補者」とし、2者以上の場合には別途企画提案又は一般競争入札の方法により「契約候補者」を選定します。

おって、「契約候補者」となった場合は、別途見積書を提出していただき県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなりますので、「契約候補者」となったことにより契約することを確約するものではありません。

御不明の点は「岩手県保健福祉部健康国保課健康予防担当：電話 019-629-5471」にお問い合わせ願います。

記

1 資格要件

- (1) 岩手県内の病院であり、次の全ての診療科目を標榜していること。
 - ・内科 ・呼吸器内科 ・消化器内科 ・循環器内科 ・脳神経内科 ・整形外科
 - ・脳神経外科 ・眼科 ・皮膚科 ・泌尿器科 ・リハビリテーション科
 - ・麻酔科
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、岩手県から入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (4) 岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (5) 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (6) 岩手県県税条例（昭和 29 年条例第 22 号）第 3 条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

2 委託業務の内容

「難病診療連携コーディネーター」を原則 2 名配置し、次の業務を実施すること。

※ 難病診療連携コーディネーターは保健師等の資格を有する者とし、勤務形態は常勤とします。

(1) 難病医療連絡協議会の設置運営

次の拠点病院及び協力病院及び関係機関で構成する「岩手県難病医療連絡協議会」を設置して、年 1 回以上開催し、関係する医療機関相互の円滑な連携・協力体制を整備します。

拠点病院：岩手医科大学附属病院

協力病院：独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター、岩手県立中央病院、医療法人日新堂八角病院、盛岡市立病院、特定医療法人盛岡つなぎ温泉病院、盛岡赤十字病院、一般社団法人みちのく愛隣協会東八幡平病院、医療法人社団松誠会滝沢中央病院、医療法人社団帰厚堂南昌病院、岩手県立東和病院、岩手県立遠野病院、岩手県立胆沢病院、医療法人清和会奥州病院、社団医療法人石川病院、独立行政法人国立病院機構岩手病院、一関市国民健康保険藤沢病院、岩手県立大船渡病院、岩手県立釜石病院、岩手県立宮古病院、岩手県立久慈病院、

岩手県立二戸病院

- (2) 難病医療の確保に関する関係機関との連絡調整
- (3) 患者等からの各種相談（診療、医療費、在宅ケア、心理ケア等）に応じるほか、必要に応じて保健所等への適切な紹介、支援要請を行うこと。
- (4) 患者等からの要請に応じて、拠点病院・協力病院及びその他の医療機関への入院患者の紹介を行うなど、難病医療を確保するための連絡調整を行うこと。
- (5) 岩手県における新たな難病医療提供体制の構築へ向けた関係機関との連絡調整、情報収集を行うとともに、連携体制の構築や円滑化に向けた調整、周知等の検討を行うこと。
- (6) 医療従事者を対象とした研修会を年2回以上実施すること。
- (7) 難病医療連携を推進するための実務者連絡会議を開催すること。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 その他

令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等においては、契約手続きを停止することがあることを申し添えます。